

## 政策会議 議事概要

開催日	令和4年12月19日	場所	市役所本庁舎 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部次長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部次長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	<p style="text-align: center;">宍粟市高齢者等屋根の雪下ろし補助事業について</p>		
総合計画での位置付け	基本目標 1. 住みたい、住んでみたいまち 基本方針 ④安全で安心なまちづくり 基本施策 【11】防災体制の充実	基本目標 1. 住みたい、住んでみたいまち 基本方針 ④安全で安心なまちづくり 基本施策 【21】地域福祉の充実	
総合戦略での位置付け	—	—	
現状	<p>R3年12月～R4年1月ごろにかけての大雪により、市北部地域で建物の屋根が破損するなどの被害（R3年度被害178件）があった中で、宍粟市は豪雪地帯に指定されているが、克雪に対する支援制度等が無い状況である。</p>		
課題	<p>R3年度の被害状況を調査した結果、断続的に降り続いた雪を屋根から下ろせなかったことにより、屋根に大量の雪が積み重なり被害が発生したことが分かっている。屋根の雪下ろしを行っていただければ被害が軽減できたが、市北部住民の高齢化や過疎化等の影響で、自力で屋根の雪を下ろすことができない世帯があり、屋根の雪下ろしに対する支援制度が必要である。</p>		
決定事項	<p><b>【概要】</b>          市内に住所を有し、現に居住している家屋で、自力で雪下ろしを行うことができない高齢者のみ世帯等が、第三者に屋根の雪下ろしを依頼し、実施した経費を助成する。</p> <p><b>【対象者】</b>          次に掲げる世帯とする。住民票と異なる場合は、自治会長の確認により判断するものとする。          ① 65歳以上のみの世帯          ② 在宅の身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級のみの世帯          ③ ①～②の組み合わせ          ④ ひとり親世帯（親と18歳未満の子とで構成する世帯）          ⑤ ひとり暮らし世帯          ⑥ その他市長が必要と認めた世帯          ※①②の世帯に18歳未満の方が居ても可          上記の規定にかかわらず、個人に依頼した者のうち、2親等内の親族（親子や兄弟）が実施した場合は、助成の対象としない。</p> <p><b>【支援の内容】</b>          雪下ろしに要した経費の2/3以内で市長が必要と認めた額を助成する。ただし、1,000円未満の端数は切り捨て、補助額の上限は13,000円とする。また、当該地域の積雪量がおおむね60cm以上で、屋根に上がって雪下ろしを実施する必要があると自治会長が認めることを要件とする。</p> <p><b>【申請の方法】</b>          申請書に雪下ろし前後の写真、雪下ろしを実施した者の発行する領収書（写し）を添えて、危機管理課または各市民局まちづくり推進課へ提出する。</p>		